

## 総務委員会会議録

日時 令和6年3月21日(木) 開会時間 午後2時23分  
閉会時間 午後2時41分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁  
副委員長 石原 政信  
委員 河西 敏郎 山田 一功 渡辺 淳也 望月 大輔  
清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県民生活部長 上野 良人 県民生活部次長 山岸 ゆり  
県民生活総務課長 金子 哲也 私学・科学振興課長 武井 紀人  
総務部長 関口 龍海 総務部次長 安藤 明範  
総務部次長(人事課長事務取扱) 小澤 清孝 財政課長 行村 真生  
行政経営管理課長 岩間 勝宏

議題(付託案件)

第67号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第10号)

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 午後2時23分から午後2時41分まで県民生活部・総務部の審査を行った。

主な質疑等 県民生活部、総務部関係

※第67号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第10号)

質疑

(訟務管理費について)

渡辺(淳)委員 課別説明書総の3ページ、訟務管理費1,004万1,000円のうち、2の県負担訴訟費用の867万1,000円については、御承知のとおり判決が確定したことによる効果として裁判所に納めるべき金額ですので、特段、総務委員会において私から申し

上げることはございません。

その上で1の弁護士報酬137万円と、これに関連する債務負担行為について何点かお伺いしたいと思います。

まず、1の弁護士報酬137万円については、先ほど御説明がありました当該事件の控訴審における訴訟代理人弁護士の着手金ということですが、この控訴審の事件も、県の定めた訴訟代理人、弁護士の選任及び報酬に関する指針の区分によると、事件に係る経済的利益の額が大きい事件その他困難な事件に分類されると推認されます。

そこで、改めてこの着手金の金額の詳細についてお伺いしたいと思います。

岩間行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、当該訴訟は、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針第5条における事件に係る経済的利益の額が大きい事件、その他困難な事件に該当いたします。着手金は指針に基づき、旧日弁連報酬等基準により算定することになりますが、同基準において経済的利益が3,000万円を超え、3億円以下の場合は、経済的利益の額の3%に69万円を加えた額ということになり、計算いたしますと、税込みで547万8,000円になります。本来はこの金額により契約をすることになりますが、指針第5条の規定や、令和3年2月議会における県議会の附帯決議を踏まえ、担当弁護士と交渉を重ね、本来の額の4分の1に当たります136万9,500円まで縮減をしたところでございます。

渡辺（淳）委員 今の答弁から、県でつくられた指針の第5条の記載や県議会からその当時出されました附帯決議を踏まえ、旧日弁連報酬基準を漫然と当てはめるのではなく、着手金の縮減に尽力されたと理解をさせていただきました。

それを踏まえ、旧日弁連報酬基準は、いまだ、このとき何度も御説明があったように実務上広く一般的に用いられる基準ということは理解しているつもりですが、平成16年に廃止され、現在、旧となっている上で、その廃止された経緯、また、現在、日本弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規程の第2条には、弁護士等の報酬は経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならぬと規定されていることを踏まえ、今後も漫然と旧日弁連報酬基準を当てはめて着手金を算定するのではなく、適切な着手金の算定に努めていただきたいと思います。なお、今回の控訴審、そして今後起こり得るかもしれない上告審における着手金の考え方については、一審において主張されたこと、あるいは提出された証拠を活用して、訴訟進行されることが一般的である点を踏まえ、特に、この着手金については留意して算定していただきたいと思います。と要望させていただきます。

次に、債務負担行為についてですが、限度額における報酬金のところに1,210万5,000円と金額が明示されています。私が調べた限り、困難な区分になって、債務負担行為がつく場合には、こういった記載ではなかったと記憶をしております。そこで、この金額の詳細と、特に比較対象となる一審のときの債務負担行為の記載と、どうして異なるのかも含めて伺いたいと思います。

岩間行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、第一審の説明資料、令和3年度9月補正予算の予算課別

説明書では、債務負担行為の限度額について、金額についての記載がございません。これは、第一審において予算を審議する段階で着手金について弁護士と交渉過程にあったため、着手金を規定どおり算定した額の547万8,000円で議会にお諮りをし、着手金の減額ができた場合には、報酬金の額を調整できるよう、文書で示したものになります。結果として、弁護士との交渉により着手金は減額され、実際には税込み311万8,500円で合意、本来の額との差額235万9,500円につきましては、弁護士にとってリスクの高い報酬金に付け替えられ、報酬金は税込みで1,331万5,500円、税抜きでは今回の債務負担行為の限度額の案でお示ししております1,210万5,000円となっております。

第一審は勝訴となりましたが、原告が控訴したため裁判が継続となり、第一審での報酬金の支払いは発生いたしません。従いまして、控訴審における報酬金は、第一審と同額を繰り延べるものであり、今回は金額を明示することが可能となっておりますので、こうした記載となっております。

渡辺（淳）委員 当然一審での判決が下った後、控訴されましたのでこれは応訴するというので、判決が確定していない以上、報酬金は支払われないというのは、県の定められた指針に基づくものであると思います。また、この金額の算定も旧日弁連の報酬等基準ということで、着手金を抑える結果、報酬金で払うことになろうかと思いますが、今後も、なかなかわかりづらい話ではありますが、着手金と報酬金を合わせて弁護士報酬という捉え方が一般的ですので、県民に理解される適切な弁護士報酬の算定、また、相手方の弁護士がいることですので、弁護士の先生との交渉に臨んでいただきたいと思うところであります。

弁護士報酬については、事実として、この指針を策定する前に比べ、多くなってきているという実感があります。その上で、以前の様々な弁護士費用の問題から、県民から大変厳しい御意見もいただいている現状もあります。従いまして、指針における困難な事件の弁護士報酬については、今後も、今までと同様に、このように予算計上して、なぜ困難な事件という区分になったのかも含め、議会での審議を通じて、県民に対する説明責任を果たしていただきたいと考えております。

一方で、今回のように、県からの訴えの提起ではなく、相手方への応訴の場合には、定例会での予算計上では間に合わず、例えば、4月臨時会、あるいは8月臨時会というものを開催しなければならないケースも十分考えられます。ただ、この困難な事件については、今までの経緯もあり、その事件の困難さ、重大性を踏まえれば、臨時会もやむを得ない、臨時会を開催する労力に見合うものであると私は考えるところであります。そこで、県の定められたこの指針における困難な事件の弁護士報酬についての今後の取り扱いの基本的な考え方を最後にお伺いいたします。

岩間行政経営管理課長 現在、弁護士報酬に係る予算の取り扱いが議会において議論となっていることについては承知しており、過日、知事名で取り扱いの変更、具体的には、地方自治法第180条第1項に係る専決処分事項の指定について依頼をさせていただいたところがございます。専決処分事項として新たに指定をお願いしているのは、着手金と報酬金の合

計額が1件、税抜きで150万円以下のもの、すなわち、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針における通常の事件及び軽易な事件です。その他の困難な事件に該当する事案について、予算につきましては、これまでどおり、議会の審議をお願いすることに変わりはありません。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他       • 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以   上

総務委員長   桐原 正仁